

平成27年8月

関係事業者各位

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）に基づく指定物質（平成28年製造等・使用予定数量）の届出期限のお知らせについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より化学兵器禁止関連政策への御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、上記法律に基づく、以下についての届出期限が**平成27年9月30日（水）**までです。皆様からの届出後、当方で内容の確認・照会の上、内容の修正等をお願いする場合がございますので、指定物質（表2剤、表3剤）の取扱いのある事業者の皆様におかれましては、なるべくお早めに管轄の経済産業局等まで届出くださいますようお願いいたします。

○平成28年の第一種指定物質の製造等・使用予定数量

○平成28年の第二種指定物質の製造予定数量

届出書類の記入等に当たり不明な点がございましたら、経済産業省化学兵器禁止関連施策（届出・申告関係）のホームページを御参照いただくか、以下の問合先まで御連絡くださいますようお願いいたします。

注1) 国際機関（OPCW）への申告様式を添付する事業者の皆様におかれましては、可能な限り、上記のホームページ<sup>1</sup>より「国際機関への申告様式」をダウンロードし、電子的に記入されたものをプリントアウトして御提出していただければ幸いです。

注2) 第一種及び第二種指定物質に係る製造等・使用予定の届出の御提出に当たりましては、前回からの変更点（事業所名・プラント名・住所（英語表記を含む）、対象プラント数、活動内容、対象物質、各種コード、製造実績（レンジ）等）がある場合は、変更点を書いたメモ（前回届出との変更点は○○、○○、…。）を一緒に御提出いただきますようお願いいたします。

注3) 平成26年の実績届出の際、御連絡しましたが、第一種指定物質の環状メチルホスホン酸メチル（エステル）混合物の製造等／使用につきましては、今回の平成28年の予定届出より、CAS NO. 41203-81-0 と CAS NO. 42595045-9 は混合物としてCAS NO. 170836-68-7にて届出ください。

---

<sup>1</sup> [http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/todokede.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html)

## ○法律全般についての問合せ先

経済産業省 製造産業局化学物質管理課 化学兵器・麻薬原料等規制対策室  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
TEL : 03-3580-0937 (直通) FAX : 03-3580-7319

## ○第一種及び第二種指定物質に関する届出先、問合せ先

北海道経済産業局 地域経済部製造産業課  
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎  
TEL : 011-709-1784 (直通) FAX : 011-707-5324

東北経済産業局 地域経済部情報・製造産業課  
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎  
TEL : 022-221-4903 (直通) FAX : 022-223-2658

関東経済産業局 産業部製造産業課  
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館  
TEL : 048-600-0312 (直通) FAX : 048-601-1293

中部経済産業局 産業部製造産業課  
〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2  
TEL : 052-951-2724 (直通) FAX : 052-951-0977

近畿経済産業局 産業部製造産業課  
〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-4 4 大阪合同庁舎1号館  
TEL : 06-6966-6022 (直通) FAX : 06-6966-6082

中国経済産業局 地域経済部地域経済課  
〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-3-0 広島合同庁舎2号館  
TEL : 082-224-5684 (直通) FAX : 082-224-5765

四国経済産業局 地域経済部製造産業課  
〒760-8512 香川県高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎  
TEL : 087-811-8520 (直通) FAX : 087-811-8558

九州経済産業局 地域経済部製造産業課  
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-1-1-1 福岡合同庁舎本館  
TEL : 092-482-5445 (直通) FAX : 092-482-5538

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課  
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL : 098-866-1730 (直通) FAX : 098-860-1375

【参 考】

平成28年（1月～12月）における製造等・使用の予定量が、以下のしきい値を超えた事業者が、今回の届出の対象になります。しきい値欄に「なし」とあるのは、数量又は濃度のいかんによらず（たとえ少量又は低濃度であっても）届出が必要という意味です。副生物でも届出の対象になります。

また、平成28年の予定がしきい値を超えなくとも、前年等に届出を行っている場合は、届出を行う必要がある場合があります。（化学兵器禁止法届出参考資料集参照）

		届出しきい値	
		数量しきい値	濃度しきい値（重量換算）
第一種指定物質 （表2剤）	製造等／使用	<毒性物質> ・BZ : 1 kg	製造等：なし 使用： 10kg超：1% 1kg<BZ≤10kg：10%
		・BZ以外：100kg	製造等：なし 使用： 100kg超：1% 100kg<BZ以外≤1t：10%
		<原料物質> 1 t	製造等：なし 使用：30%
第二種指定物質 （表3剤）	製 造	30 t	なし